

○国土交通省令第 号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第一項の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。 (新型コロナウイルス感染症に係る経営事項審査の受審の特例)</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であつて、事業年度が令和元年十月二十九日から令和二年六月三十日までの間に終了するものについての令和三年一月三十一日までの間における第十八条の二の規定の適用については、同条中「同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日」とあるのは、「平成三十年十月二十九日」とする。</p>
改正前	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。